

2020年5月11日

当社取締役会全体の実効性に関する評価結果の概要について

石原産業株式会社

当社は、取締役会の機能の向上を図ることを目的として、当社「取締役会評価に関する規程」に基づき、2019年度の実効性について分析・評価を実施致しましたので、下記の通りその概要を開示いたします。

記

1. 取締役会全体の実効性の評価の実施について

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける取締役会の責務に鑑み、取締役会の機能向上を図るため、取締役会評価に関する規程に基づき、当社取締役会の下に社外取締役および監査役で構成される評価委員会を設置し、2016年度以降、毎年度、同委員会による取締役会全体の実効性の分析・評価の結果を受け、取締役会において評価結果を決定し、その概要を公表してきました。2019年度についても、本方針に基づき、取締役会全体の実効性の評価を行いました。

2. 評価の方法

評価委員会は、8分野、45項目の質問票を作成し、すべての取締役および監査役に配付し、回答内容を分析・評価の上、取締役7名全員に対しインタビューを実施しました。これらを踏まえた評価委員会からの評価結果報告を受け、当社取締役会は、2019年度の実効性に関する評価を決定致しました。

3. 取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果

2018年度との比較で、「取締役会の運営」、「各取締役の自己評価」、「取締役会議事録」、「前年度評価からの取組み課題達成度」、「取締役会全体の実効性の確保」の5分野で評価は上昇し、「取締役会の構成」、「取締役会の議題」、「取締役会を支える体制」の3分野は低下する結果となりました。

取締役会全体の実効性の確保については、2019年度は81.8%で2018年度の80.5%を上回る結果となり、取締役会全体の実効性は確保されているという評価となりました。

4. 今後の取組みについて

当社取締役会は、取締役会全体の実効性に関する分析および評価の結果を踏まえ、次の10項目を取り組むべき課題とし、取締役会全体の実効性をさらに向上させるべく、一層主体的に取り組んでまいります。

- ① 経営会議の資料、説明は、取締役会において自由、活発な討議がなされるよう工夫する。
- ② 取締役は、自らの役割・責務を適切に果たすため、必要な知識の習得等、研鑽に努め、他の取締役の職務執行に対し、十分監督するとともに、内部監査室による内部監査等の結果を活用し、自分の担当分野のみならず、経営全般への関与を果たすよう積極的に発言、行動する。
- ③ 業務執行取締役は、自らを支える部長クラスの要員の教育、後任の取締役候補者の育成に配慮する。
- ④ 報告事項を効率的に整理する。
- ⑤ 議案は、決議を求める事項を明確に記載し、資料は、配付時期を早め、付議内容が一読して明白なものになるよう工夫するとともに、決議の判断に必要な資料を十分添付する。
- ⑥ 議案は、時期を逸しないよう提案し、担当取締役は、メリットだけでなく、リスクについても十分説明し、個々の議題について、当社の事業に影響する主要なリスクも含めて活発で充実した議論を行う。
- ⑦ 中期経営計画、年度経営目標の進捗等は勿論、コンプライアンス・財務報告に係る内部統制・リスク管理体制の各整備・運用についても適切に報告・議論する。
- ⑧ グループ会社の経営に関する監督に積極的に取り組む。
- ⑨ 経営企画部門を中心に、役員の資質の向上、知見を深めるためのアクションプランを策定し、これを実現するための研修の場を設け、会社の長期的課題について、集中的に討議する。
- ⑩ 取締役会と経営会議の位置付け、役割分担を明確にし、中期経営計画、年度経営目標など経営戦略の大きな方向性を示す議題、将来へのビジョンについて、いずれにおいても自由、活発な討議がなされるよう工夫する。

以上